

送迎マニュアル

児童デイサービスびーだま

【運行前の注意事項】

- ・ 車両運行前点検(運行前点検の実施)
- ・ 運転手の健康状態確認(健康状態確認実施)

【学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項】

※学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳守する

- ・ 校内乗り入れは学校側の配慮があると言う事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う
- ・ 指定事業を行っている事を自覚し、送迎中は事業所マークを必ず掲げる事
- ・ 学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する事
- ・ 学校周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して 駐車する (学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない)
- ・ 駐車の際は車間に注意し(学校入校時)原則ドアミラーを折りたたむ
- ・ 児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する (人身事故防止)
- ・ 車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守 (接触事故・人身事故防止)

【児童乗降時の注意事項】

※トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意する事

- ・ 児童の担任からその日の様子を確認する(体調、心理的不安要素等)
- ・ 児童間での座席の取り合い(喧嘩防止)
- ・ 児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしない事 (転落防止、ドアを開けるのは1カ所だけにする)
- ・ 児童が乗車した際、シートベルトを装着する事 (転倒・転落防止)
- ・ 箱型車両乗降時の段差踏み外し(踏み外しによるケガ防止)特に雨天時は注意
- ・ 児童のパニック (突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止)
- ・ 児童によるドアの開閉はしない、させない (衣服・指の巻き込み、先に乗車している児童の転落防止)
- ・ 可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

【走行中の注意事項】

※運転手の心構え(児童の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・法定速度及び交通法規の厳守(事故を起こせば被害者は児童です)
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落事故に繋がります)
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止(交通違反)
- ・運転の妨げを起こす児童への対応(助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討)

- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う(ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等)

※添乗員の心構え(児童の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚)

- ・児童間の喧嘩・他害及び発病(発作)・パニック発生時の対応
- ・ドアを開閉する(装備車両は必ずチャイルドロック確認)
- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する
- ・座席からの転落、転倒、ずれ落ち

【移動(運転)中の注意事項】

- ・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認(記録)する。(救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う)
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事(救急通報、警察通報、事業所通報)

■事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う

【事故発生時の対応】

- ① 可能であれば安全な場所に車を移動
- ② 添乗員は児童の状態を把握
- ③ 運転手は相手方の状態を把握
- ④ 119番及び110番通報
- ⑤ 救命措置が必要な場合は即座に行う
- ⑥ 事業所へ状況報告
- ⑦ 事業所は必要な措置を講じる
- ⑧ 家庭及び関係機関への連絡

※応援人員が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

【児童急変時の対応】

- ① 安全な場所に車両を停車させる
- ② 児童の状態を把握
- ③ 必要に応じ救急搬送
- ④ 事業所へ報告
- ⑤ 事業所は必要な措置を講じる
- ⑥ 家庭及び関係機関へ報告

【事業所駐車場で想定される事故】

◎児童の行動は予測できない!障害特性を理解し常に児童の動きに注視しましょう

※送迎車を降車する際(事業所到着時)

- ・ ドアを開ける際の衣服・指等の巻き込み
- ・ 転倒・転落(ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒)
- ・ 飛び出し(逃走)
- ・ 降車拒否(フラッシュバック・パニック等による)